

# 納めLINE

## 令和元年度第4号

納めてください（標準語）・納めらいん（宮城の方言）・納めLINE（通信紙の名称）

### 職場見学会を実施しました。～オープンオフィス in 宮城県庁～

令和元年12月13日及び令和2年1月7日に、将来、公務員を目指している大学生を対象とした職場見学会「オープンオフィス in 宮城県庁」が開催され、当室にも3名の大学生が見学に訪れました。いずれの大学生も地方自治体の収入の根幹である税に対して興味を持っており、県内における滞納の現状や滞納整理の状況など、当機構職員からの説明に熱心に聞き入っていました。



学生に説明する当機構職員

その後の質疑応答では、税に関する質問のみならず、公務員の仕事全般に関する質問や、公務員試験に対する不安など、幅広い内容の質問や相談が積極的になされ、当機構職員も公務員の先輩として親身になって相談に応じておりました。今回訪問していただいた大学生達には是非とも県職員採用試験に合格して、いつの日か一緒に仕事をできることを願っています。

### 実録「搜索レポート」 ～夜間搜索を実施しました～

仙台市にある東北一の繁華街にて飲食店を経営している法人に対し、夜間搜索を実施した際のレポートです。

当該法人に対しては、事前に当該法人が経営する店舗を訪問し、A代表と納税折衝を行いました。当該法人は、以前はA代表とB代表の2人が経営していましたが、代表間でトラブルが発生し、現在店舗を経営しているのはA代表という状況でした。A代表はB代表から徴収するように主張し、自主納付については拒否していました。



夜の繁華街を搜索に向かう搜索員

例えば法人内部でトラブルを抱えていたとしても、法人としての納税義務は果たす必要があることを説明しましたが、トラブルが解決するまでは自主納付はしないと頑なに拒否されたため、やむを得ず、後日、当該法人名義の預金を差し押さえて滞納額の一部に充当しました。その後、再度A代表の元を訪れ、残った滞納額について自主納付を促しましたが、やはり拒否されました。

よって、当該法人の滞納を解消するためには、取引状況等を含めた詳細な財産調査及び更なる財産差押の必要性があると判断し、夜間しか営業していない当該法人の店舗兼事務所について、夜間搜索を実施することとしました。

搜索は4名体制で実施しました。突然の搜索にも関わらず、A代表は冷静に應對し、立会人になることを承諾したので、A代表立会いのもと、21時26分に搜索を開始しました。金曜日の夜ということもあり、店舗内はお客さんで賑わっていました。搜索対象のレジ周りは客席から離れた見えづらい場所にあつたので、お客さんからは私たちが何をしているのかは分からなかったものと思われます。

レジや金庫等の中身の確認、伝票等の提出など、こちらの求めに対してA代表は素直に応じたので、こちらも特に出入禁止措置等はせず、搜索中に来店するお客さんや会計のお客さんがレジ付近に来た際には、ビデオカメラ等を隠し、搜索中であることをお客さんに悟られないように配慮しました。

搜索は肅々と進み、レジの中に売上金やお釣りなど十数万円、金庫の中に十数万円があることを確認したので、A代表に対し、これらの金銭が差押えの対象となる旨を告げたところ、今まで冷静だったA代表の態度が豹変しました。

発見した金銭の数量を確認していた搜索員のところへ駆け出し、搜索員の手から強引に金銭を奪い取り、自分のポケットに入れてしまいました。A代表に対し金銭を元に戻すよう伝えますが応じません。このままでは国税徴収法等に抵触するため警察を呼ばざるを得ない旨を伝えたと、A代表は開き直り、自分から警察に電話をすと言い、すぐに警察を呼びました。（裏面に続く）

その後、金庫内にあった十数万円はアルバイト店員の賃金として本日支給する予定であったことが確認されたため、アルバイト店員の生活を考慮し、当該金銭の差押えは見送ることとし、レジの中の金銭十数万円のみを差し押えることでA代表と折り合いがついた頃、警察官が3名到着しました。警察官に徴税吏員証を提示し、このままお帰りいただいて構わない旨を伝えましたが、警察官も最後まで見届ける必要があるとのことで、そのまま現場に残って状況を見守っていました。

搜索の結果として、レジの中の金銭十数万円を差し押さえることとなりましたが、それでもまだ滞納額は残ります。残りの滞納額について自主納付をA代表に求めましたが、やはり拒否し続けます。よって、このまま滞納が続くようであれば、今後も滞納処分を執行せざるを得ない旨を伝え、22時40分に搜索を終了しました。



店内を搜索する搜索員

今回の法人については、法人内部でトラブルを抱えているとはいえ、法人が経営する店舗はお客さんで賑わっており、納付できる資力は十分にあると認められます。当該法人がこのまま滞納を放置し続けることを看過してしまっただけでは、納期内に納付していただいている納税者の方々に申し訳が立ちません。当機構としましては、今後も納期内納税者の方々の公平性を保つため、必要に応じて夜間搜索などを含めた厳正な滞納整理に努めて参ります。

## 機構の活動が紹介されました ～広報活動～

令和元年12月27日にフジテレビ系全国放送の特別番組内にて、当機構における活動内容が、他県における滞納整理の活動紹介と共に放映されました。

当機構における活動内容の周知を図るため、今後もマスメディアを通じた広報活動に努めて参ります。

## 活動状況報告（R1.12月末現在）

今年度の宮城県地方税滞納整理機構の活動状況についてお知らせいたします。

○引受案件	580件	引受滞納金額（本税）	4億0082万3485円
○徴収率	34.52%	徴収金額（本税）	1億3837万3686円
○差押件数	257件	差押金額	1932万6172円
○本税完納件数	186件	本税完納金額	7867万4177円

今年度も40%以上の目標徴収率を目指し、徴収の公平性と収入未済額の縮減を図りながら、適正な徴収業務を進めて参ります。

## ちょっと教えて?!税金Q&A ～納税者向けコンテンツ～

- Q. 税務署に所得税の確定申告をしていますが、市町村にも住民税の申告をする必要はありますか？  
A. 税務署に確定申告をすれば、当該所得に関する情報は市町村にも送られますので、市町村には申告をする必要はありません。

市町村に申告をする必要がない方は、以下の場合に該当する方です。

- 所得税の確定申告書を提出する方及びその扶養親族の方。
- 給与所得のみの方で、事業主（勤務先）から市町村へ給与支払報告書が提出されている方及びその扶養親族の方。
- 公的年金等の所得のみの方で、源泉徴収票に記載されている控除以外に追加する控除がない方。
- 公的年金等の所得のみの方で、65歳未満で年金収入が105万円以下の方または65歳以上で年金収入が155万円以下の方

上記に該当しない方は市町村に申告をする必要があります。仮に所得がなかった場合でも申告はする必要がありますのでご注意ください。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

ご意見・ご要望などはこちらにお願いします。

宮城県地方税滞納整理機構（宮城県総務部地方税徴収対策室内）事務局

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL: 022-211-6681

FAX: 022-211-2289



滞納整理機構  
キャラクター  
おさむね君